

○富士山における要救助者等重機搬送要綱の制定について

(平成 27 年 2 月 20 日例規第 3 号)

この度、別添のとおり「富士山における要救助者等重機搬送要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用を図られたい。

別添

富士山における要救助者等重機搬送要綱

第 1 趣旨

この要綱は、富士山における遭難において要救助者、医師等（以下「要救助者等」という。）を重機により適正かつ迅速に搬送するために必要な事項を定めるものとする。

第 2 搬送要件

重機により要救助者を搬送する要件は、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、他に速やかな搬送手段がない場合とする。

- 1 要救助者の容体が重篤で、緊急に医療機関での診察治療が必要と判断される場合
- 2 要救助者の自力歩行が不可能と判断される場合
- 3 要救助者の容体が重篤で、医師等を救助の現場等に搬送する場合

第 3 覚書の締結等

富士山における遭難救助活動を行う署（以下「救助活動署」という。）の長（以下「救助活動署長」という。）は、毎年度、重機による要救助者等の搬送に協力する業者（以下「搬送協力者」という。）と警察の遭難者救助活動に対する搬送協力に関する覚書（様式第 1 号）を締結するとともに、要救助者等搬送協力者名簿（様式第 2 号）を作成しなければならない。

第 4 搬送依頼

- 1 救助活動署に搬送依頼責任者を置き、地域課長をもって充てる。
- 2 県本部に搬送監督責任者を置き、地域課の山岳遭難を担当する課長補佐をもって充てる。
- 3 搬送依頼責任者は、搬送協力者に搬送を依頼するときは、その必要性について搬送監督責任者と協議すること。

第 5 留意事項

要救助者等を重機により搬送するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 重機による搬送は、天候等による運行上の危険を勘案した上で、搬送協力者が判断すること。
- 2 要救助者等を重機により搬送するときは、搬送後、直ちに救急隊に引き継げるよう

関係機関との連絡を緊密に行うこと。

- 3 重機により搬送する要救助者に対し、事前に、搬送後は救急隊に引き継ぎ、医療機関に搬送されることを説明して承諾を得ること。この場合において、要救助者が意識不明等で承諾が得られないときは、同行者にその旨を伝えること。

第6 搬送協力謝金

救助活動署長は、重機による要救助者等の搬送を行ったときは、当該搬送協力者に謝金を支給するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、要救助者等の重機による搬送に関し必要な事項は地域部長が別に定める。